特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	生活保護事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉大津市は、生活保護事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じており、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードによる操作者と操作する権限を限定している。また、追跡調査のためのコンピュータ使用記録を保存している。

評価実施機関名

大阪府泉大津市長

公表日

令和7年11月7日

［令和７年５月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑪医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項別表23の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項及び43の項 （情報提供） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の次に掲げる項 （13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉部　生活福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	泉大津市総務部総務課　大阪府泉大津市東雲町9番12号　電話0725-33-1131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	泉大津市健康福祉部生活福祉課　大阪府泉大津市東雲町9番12号　電話0725-33-1131

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[○]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策　　［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、住民基本台帳システムから生活保護システムへ自動連携することとしているが、あらかじめ生活保護システムにおいて入力した対象者の個人番号のみを入手できるシステムとなっているため、対象者以外の情報を入手することはない。以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	生活福祉課長　庄下　保	課長	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部　生活福祉課	保険福祉部　生活福祉課	事後	
令和5年10月17日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	生活保護法に基づき、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。	生活保護法に基づき、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。	事前	
令和5年10月17日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	生活保護システム・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー	生活保護システム・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー、統合専用端末、医	事前	
令和5年10月17日	Ⅰ関連情報 3.個人情報の利用	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号	事前	
令和5年10月17日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークによ	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事前	